

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対して、入札参加停止を行いました。（1件1社）

(1) 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

(2) 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社安藤・間	1か月
代表者氏名	代表取締役 福富 正人	
住所	東京都港区赤坂6-1-20	

(3) 入札参加停止の理由

平成29年10月、福岡県福岡市の病院建設現場において、安全管理措置を怠ったために通行人1名を死亡させる工事事故を発生させたとして、上記事業者の現場責任者は、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所から、業務上過失致死罪により罰金50万円の略式命令を受けた。

(4) 停止期間の始期及び終期

令和元年5月18日から令和元年6月17日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上9か月以内